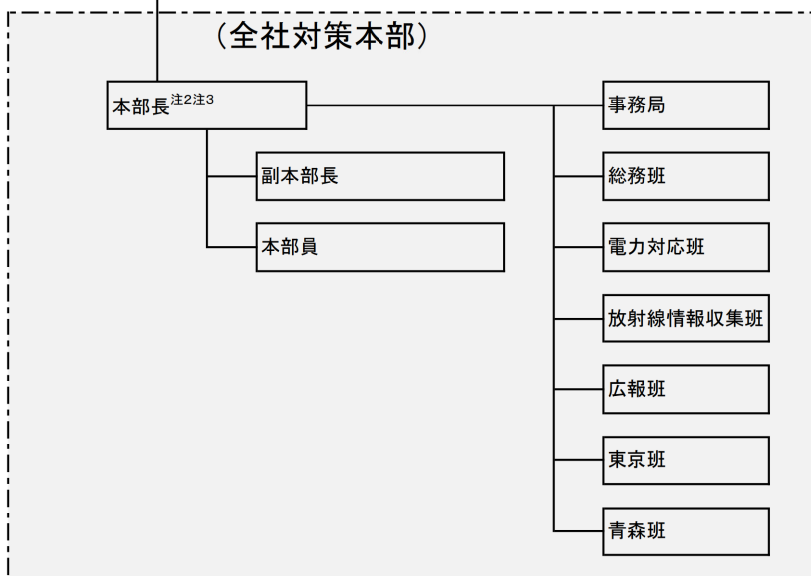
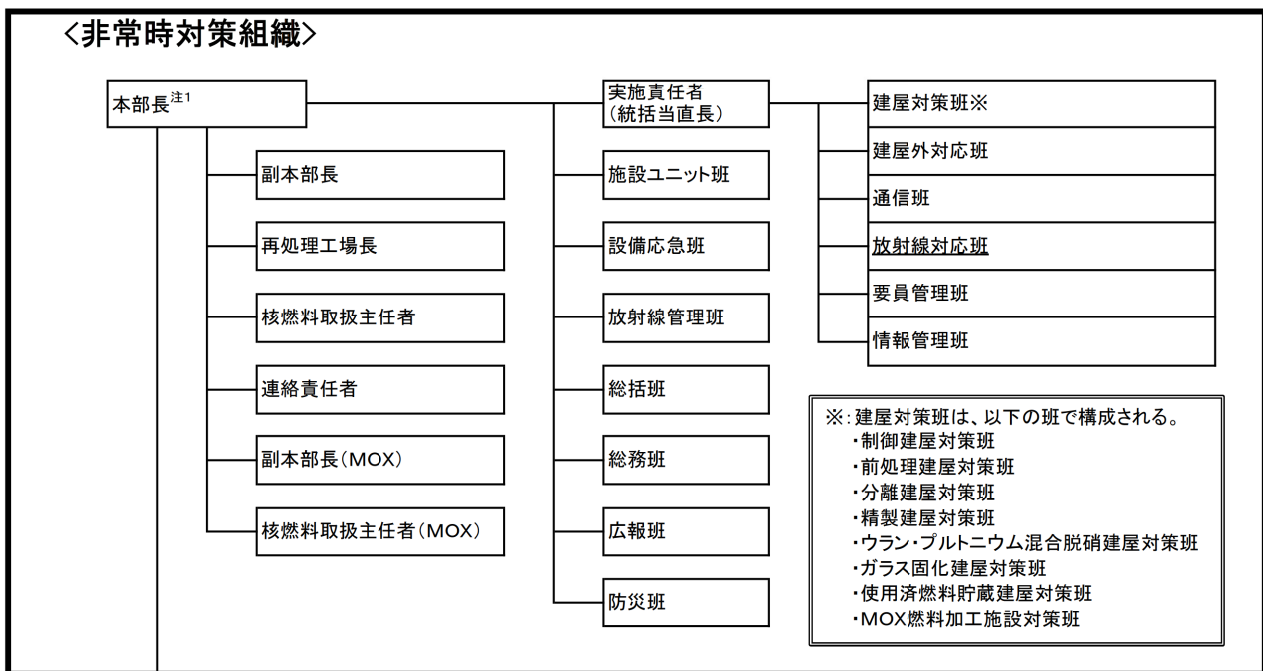


令和 2 年 1 月 22 日 R2

## 補足説明資料 1-4

<原子力防災組織>



注1: 原子力防災組織においては、緊急事態応急対策等拠点施設(以下、オフサイトセンターという。)との連携のため、原子力防災要員等を派遣する。

注2: オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会への参加のため役員の中から指名したものを派遣する。

注3: 事象の進展に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を設置する。

非常時対策組織/原子力防災組織の体制図

令和 2 年 4 月 13 日 R1

## 補足説明資料 1-5

〔 制 定 2000 年 6 月 16 日  
最終改正 2019 年 3 月 28 日：規程第 52 号-20  
施 行 2019 年 4 月 1 日 〕

再処理事業所  
再処理事業部  
原子力事業者防災業務計画  
(抜粋)

平成 31 年 4 月

日本原燃株式会社

## (19) 第2次緊急時態勢

次に示す開始時点から終了時点までの間、原子力災害の発生又は拡大防止のために緊急事態応急対策等を実施する当社防災態勢をいう。

開始時点：原子力防災管理者が、別表3に示す原災法第15条第1項に定められる状態に至ったとして関係機関に通報するとき、又は原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が行われたとき

終了時点：事象が終息して原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、第2次緊急時態勢をとる必要がなくなったと原子力防災管理者が判断したとき

## (20) 原子力災害対策活動

原子力災害の発生又は拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

## (21) 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され原子力災害対策活動を行う組織及び本社が設置する原子力災害対策活動を支援する組織をいう。

## (22) 原子力防災要員

事業所の原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（原子力防災管理者及び副原子力防災管理者を除き、原子力防災組織の業務の一部を受託した受託業務者の作業者を含む。）をいう。

## (23) 原子力防災管理者

原災法第9条第1項の規定に基づき選任され、事業所の原子力防災組織を統括する業務を行う者をいう。

## (24) 副原子力防災管理者

原災法第9条第3項の規定に基づき選任され、事業所の原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐する業務を行う者をいう。

## (25) 原子力緊急事態支援組織

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等命令」とい

## (2) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次の職務を行うとともに、原子力防災組織を統括管理する。

- a. 原災法第11条第1項に定められる放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）及び同条第2項に定められる放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、随時、保守点検する。
- b. 原子力防災要員等に対し、緊急時に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。
- c. 警戒事象の発生を認めたときは、連絡責任者を通じ直ちに別図3に示す連絡経路により関係機関に連絡するとともに、原子力防災要員等を招集して事業部対策本部を設置し、事業部対策本部長として原子力災害に至る可能性のある事象の発生及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始する。また、その経過について別図3に示す連絡経路により関係機関へ報告する。
- d. 特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者を通じ直ちに別図4に示す通報経路により関係機関に通報する。なお、事業所外運搬において特定事象の発生を認めたときは、輸送時に設置する六ヶ所輸送本部を通じ別図5に示す通報経路により関係機関に通報する。
- e. 特定事象の発生を認めたときは、原子力防災要員等を招集して事業部対策本部を設置し、事業部対策本部長として原子力災害の発生及び拡大防止のために必要な措置を直ちに開始するとともに、措置の概要について別図6又は別図7に示す連絡経路により関係機関へ報告する。
- f. 別表3に示す原災法第15条第1項に定められる事象の発生を認めたときは、直ちに別図6又は別図7に示す連絡経路により関係機関へ通報する。
- g. 旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から代行者を指名する。代行者を指名したときは、関係者に周知する。

3の通報を優先して実施する。

また、連絡責任者は、これらの経過について別図3に示す連絡経路及び様式8に定める連絡様式に従い、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、六ヶ所原子力規制事務所、東北経済産業局、青森県原子力センター、核物質管理センター、資源エネルギー庁（その他の関係機関（むつ労働基準監督署、三沢市、東北町、野辺地町、横浜町、東通村、経済産業省青森原子力産業立地調整官事務所六ヶ所連絡室）を含む）に、施設の状態についてファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先（その他の関係機関を除く）に連絡する。また、原子力防災要員等を通じ、その他の関係機関に送信した旨を電話で連絡する。

原子力防災管理者は、社外への連絡及び経過連絡を行った場合、ファクシミリ装置により送信した書面を記録として保存する。

## 第2節 警戒態勢の発令及び解除

### 1. 事業部対策本部

- (1) 原子力防災管理者は、前節第1項の連絡を行うときは、別図8に従い直ちに警戒態勢を事業所に発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招集し、事業部対策本部を設置する。
- (3) 原子力防災管理者は、警戒態勢を発令したときは、直ちに、社長、濃縮事業部長及び埋設事業部長へその旨を連絡するとともに、濃縮事業部長及び埋設事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。
- (4) 原子力防災管理者は、警戒態勢発令後は事業部対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行する。
- (5) 事業部対策本部長は、災害対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合、全社対策本部長に報告し、警戒態勢を解除する。

## 2. 全社対策本部

(1) 社長は、原子力防災管理者から事業所における警戒態勢発令の連絡を受けたときは、全社対策本部における警戒態勢を発令する。

(2) 社長は、警戒態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。

青森地域共生本社代表は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森地域共生本社内に設置する。

東京支社長は、社長からの警戒態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。

(3) 社長は、警戒態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。

(4) 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに、事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。

(5) 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。

(6) 全社対策本部長は、事業部の警戒態勢が解除された場合、全社対策本部における警戒態勢を解除する。



める通報様式に従って、通報を受けてから15分以内を目途として、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。

更に送信した旨を電話で送信先に連絡し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長についてはその着信を確認する。

なお、複数の特定事象が同時期に発生した場合には、特定事象毎に、特定事象の発生箇所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの書面で通報することができる。

(3) (1) 及び (2) の通報ができない場合は、なるべく早く到達する通報手段を用いて、様式9又は様式10の内容を連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認する。

(4) 原子力防災管理者は、社外への通報及び報告を行った場合、ファクシミリ装置により送信した書面を記録として保存する。

### 3. 核物質管理センターからの通報及び協力

原子力防災管理者は、核物質管理センターから特定事象発生 of 通報を受けた場合には、事業部対策本部を設置し、核物質管理センターと連絡を密接にして状況把握に努めるとともに必要な協力を行うものとする。

## 第2節 第1次緊急時態勢の発令

### 1. 対策本部の設置

#### (1) 事業部対策本部

a. 原子力防災管理者は、前節第1項の通報を行うときは、別図8に従い直ちに第1次緊急時態勢を事業所に発令する。

b. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、構内放送又は緊急連絡網等を使用し、原子力防災要員等を緊急時対策所に招

集し、事業部対策本部を設置する。

この際、原子力防災管理者は、ERDSのデータが国に伝送されていることを確認する。また、予め定めた事象が発生した場合は、当該事象の監視に必要なデータ伝送を開始する。

- c. 事業部対策本部設置後は、原子力防災管理者が事業部対策本部長となりその職務を遂行する。
- d. 原子力防災管理者は、第1次緊急時態勢を発令したときは、直ちに社長、濃縮事業部長及び埋設事業部長へその旨を連絡するとともに、濃縮事業部長及び埋設事業部長には同事業部の原子力防災要員等の待機を要請する。

## (2) 全社対策本部

- a. 社長は、原子力防災管理者から事業所における第1次緊急時態勢発令の連絡を受けたときは、直ちに第1次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。
- b. 社長は、第1次緊急時態勢を発令したときは、社内放送又は緊急連絡網等を使用し全社対策本部の要員を全社対策本部室に招集し、全社対策本部を設置する。

青森地域共生本社代表は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部青森班を青森地域共生本社内に設置する。

東京支社長は、社長からの第1次緊急時態勢発令を受け、要員を招集し全社対策本部東京班を東京支社内に設置する。

- c. 社長は、第1次緊急時態勢発令後は全社対策本部長となり、緊急時対策活動を掌握してその職務を遂行するとともに、必要に応じ全社活動方針を示す。
- d. 全社対策本部は、社外連絡等の緊急時対策活動を実施するとともに事業所において実施される緊急時対策活動を支援する。
- e. 社長が事故その他の理由によって不在の場合は、あらかじめ指名された役員が緊急時に係る職務を代行する。

## 2. 権限の行使

### (1) 事業部対策本部

- a. 事業部対策本部設置後は、事業所の施設における緊急時対策活動に関する一切の業務を事業部対策本部が行う。  
原子力防災管理者は、事業部対策本部長として事業部対策本部を統括する。
- b. 原子力防災管理者は、緊急時態勢の発令から緊急時態勢の解除までの間、当該事業所の緊急時対策活動の実施に係る一切の権限を有する。  
全社対策本部長から全社活動方針が示された場合にはその方針に沿って活動する。
- c. 事業部対策本部の班長等は、原子力防災要員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

### (2) 全社対策本部

- a. 全社対策本部設置後は、事業部対策本部を支援する等全社体制での対応が必要となる緊急時対策活動に関する業務を全社対策本部が行う。  
全社対策本部長は全社対策本部を統括する。
- b. 全社対策本部の班長等は、全社対策本部の班員等を指揮し、班の役割、職務等に基づく緊急時対策活動を実施する。

## 第3節 応急措置の実施

### 1. 事故状況の把握

事業部対策本部の各班長は、原子力災害の発生防止を図るため次の事項について調査把握し、原子力防災管理者に報告する。

- (1) 事故発生時刻及び発生場所
- (2) 事故原因及び事故状況並びに事故の推移及び講じた対策の時系列
- (3) 被ばく及び負傷等の人身災害に係る状況
- (4) 施設内の放射線量率及び放射性物質濃度

- (5) 環境への放射線及び放射性物質の放出の有無（放出があるときは、量、種類、放出状況及びその推移並びに事業所周辺における放射線量率、放射性物質濃度等）
- (6) 気象状況
- (7) 終息の見通し

## 2. 原子力災害の発生防止措置の実施

- (1) 原子力防災管理者は、事業部対策本部の各班長等を指揮し、事故状況を把握した結果に基づき原子力災害発生防止のために必要な応急措置を実施する。
- (2) 事業部対策本部の各班長等は、次の事項を実施するとともに、その内容を原子力防災管理者に報告する。

### a. 応急復旧

設備応急班長、運転管理班長は、事故の拡大防止に関する運転上の措置等の応急復旧対策の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にした上で、下記事項に関する措置の実施計画を策定し、実施する。

- (a) 施設や設備の整備及び点検
- (b) 故障した設備等の応急復旧
- (c) その他応急措置の実施に必要な事項

### b. 放射線量等影響範囲の推定

放射線管理班長は、事業所内及び事業所敷地周辺の放射線量率並びに放射性物質濃度の測定を行い、放射性物質が外部に異常に放出された場合は放射線監視データ、気象観測データ、環境モニタリングデータ等から放射線量等の影響範囲を推定する。

### c. 立入制限等

放射線管理班長及び総務班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識により明示する。

総務班長は、必要に応じ放送等を行い、事業所構内にいる者に周知

するとともに、構内への入域を制限し、緊急時対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

d. 汚染の拡大防止

設備応急班長及び放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認されたときは、必要に応じその拡大の防止に努める。

e. 線量評価

放射線管理班長は、放射性物質による汚染が確認された者の汚染の除去に努めるとともに被ばくを受けた者及びそのおそれのある者の線量評価を行う。

f. 集合場所への誘導等

運転管理班長及び総務班長は、第1次緊急時態勢が発令されたときは構内放送等により退去必要者に別図10に示す集合場所へ速やかに集合するよう指示する。この際、来訪者に対しては、バス等による輸送又は誘導案内等を行い、迅速かつ適切な集合が行えるようにする。

総務班長は、風向等の気象条件により集合場所を変更したときは、構内放送等により速やかに周知する。また、集合場所へ退去した者を把握する。

g. 被災者に対する措置

(a) 被災者の救難、救助及び搬送

負傷者又は放射線障害を受けた者若しくは受けたおそれのある者（以下「被災者」という。）を発見した者は、可能な限り被災者を安全な場所に移動させるとともに、救護班長及び放射線管理班長に連絡する。連絡を受けた救護班長及び放射線管理班長は、被災者の状況に応じて応急措置及び除染措置を講じるとともに、別図11に定める事業所内の除染施設又は応急処置施設に搬送し応急措置及び除染措置を講じる。

なお、放射線医学総合研究所等の外部の医療機関への移送及び治療等の措置が必要なときは、事業部対策本部又は全社対策本部を通じて関係機関へ依頼する。

(b) 二次汚染防止に関する措置

放射線管理班長は、外部の医療機関への移送及び治療の依頼時並びに救急隊到着時に、事故の概要、被災者の放射性物質による汚染の状況等の二次汚染防止のために必要な情報を救急隊等へ伝達する。

放射線管理班長は、放射性物質により汚染した負傷者並びに放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を医療機関へ搬送する際に、汚染拡大防止措置を講じるとともに、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。

また、医療機関到着時に必要な情報を伝達する。

h. 資機材の調達及び輸送

資材班長は、応急資機材を調達するとともに、資機材の必要箇所への輸送を行う。

i. その他の措置

(a) 通話制限

事業部対策本部総務班長及び全社対策本部総務班長は、保安上の通信を確保するため必要と認めるときは対策活動に使用している通信機器以外の通話を制限する。

(b) 事故発生施設以外の施設の保安

事故発生施設以外の施設については、原子力防災管理者は、事故発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。

(c) 消火活動

原子力防災管理者は、火災が発生している時は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期消火にあたりるとともに、消防機関到着後は協力して消火活動を行う。

### 3. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

原子力防災管理者及び全社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場に必要な要員を派遣するとともに、事象の状況を踏まえ、運搬を受託した者等に、携行した防災資機材を用いて、次に掲げる措置を実施させ、また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部との協力を図り、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

### 4. 経過及び概要報告

#### (1) 関係機関への事故状況の経過連絡

原子力防災管理者は、把握した事故状況について、別図6に示す連絡経路及び様式11に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、原子力防災専門官等に定期的に（状況によっては速やかに）連絡することとし、国、青森県、六ヶ所村及びその他の防災関係機関の実施する応急対策活動が的確かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、別図7に示す連絡経路及び様式12に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した

場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に連絡する。

## (2) 原災法に基づく応急措置の概要報告

原子力防災管理者は、別表15に示す原災法第25条第1項に定める応急措置を講じた場合には、その応急措置の概要について、別図6に示す連絡経路及び様式11に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、官邸（内閣官房）、内閣府、青森県警察本部、北部上北広域事務組合消防本部、八戸海上保安部、野辺地警察署、六ヶ所消防署、原子力防災専門官等に報告する。

但し、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、別図7に示す連絡経路及び様式12に定める連絡様式に従って、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、官邸（内閣官房）、内閣府、当該事象が発生した場所を管轄する警察機関、消防機関、海上保安部、原子力防災専門官等に報告する。

## 5. オフサイトセンターとの連携

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官等からオフサイトセンターの設営準備を行う旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設営準備の助勢を行うため別表16に定める原子力防災要員等を派遣する。
- (2) 原子力防災管理者は、オフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議が開催され、原子力規制委員会から要請を受けたときには、現地事故対策連絡会議へ別表16に定める原子力防災要員等を派遣する。

## 6. 広報活動

原子力防災管理者は、広報班長を通じて第4章第1節第2項の通報を行った旨を報道機関へ発表する。また、広報班長は、状況に応じてプレスセンターを開設し、施設の状況、応急措置の概要等を関係機関及び報道機関を通じて周辺住民へ提供できるよう事業部対策本部で取りまとめた公表内容を発表するとともに別図6又は別図7に示す関係機関に報告する。



## 第5章 第2次緊急時態勢発令時の措置

### 第1節 原災法第15条に係る通報

原子力防災管理者は、別表3に示す原災法第15条第1項に定められる状態に至ったと認めるときは、様式9又は様式10に定める連絡様式に従って、直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事、六ヶ所村長、原子力防災専門官及び各関係機関に通報する。

### 第2節 第2次緊急時態勢の発令

第2次緊急時態勢の発令は次のとおり行う。なお、事故の進展が速く、第1次緊急時態勢を発令せずに直接第2次緊急時態勢を発令するときは、第4章第2節「第1次緊急時態勢の発令」に記載する事項についても、次の事項の他実施するものとする。

- (1) 原子力防災管理者は、前節の通報を行うとき、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときは直ちに第2次緊急時態勢を事業所に発令する。
- (2) 原子力防災管理者は、別図9に示す連絡経路に基づき、全社対策本部長に第2次緊急時態勢を発令した旨を連絡するとともに、必要に応じ濃縮事業部長及び埋設事業部長に同事業部の原子力防災要員の派遣等を要請する。
- (3) 全社対策本部長は、原子力防災管理者から事業所における第2次緊急時態勢発令の報告を受けたときは、直ちに第2次緊急時態勢を全社（発災事業所を除く。）に発令する。

### 第3節 緊急事態応急対策等の実施

#### 1. 原子力災害の発生又は拡大防止措置の実施

原子力防災管理者は、事業部対策本部の各班長等を指揮し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次の措置を講じる。

- (1) 第4章第3節「応急措置の実施」に示す各措置を実施（既に実施している場合は継続実施）する。
- (2) 放射線管理班長は、事故の拡大の可能性の予測結果、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (3) 総務班長は、事故の拡大により事業所内集合場所に集合させた退去必要者を事業所外へ避難させる必要が生じたときは、避難誘導対応について調整を行う。
- (4) 本部事務局班長は、上記(1)から(3)を実施した結果を直ちに別図6又は別図7に従い関係機関に連絡する。

#### 2. 事業所外運搬事故における対策

原子力防災管理者及び全社対策本部長は、運搬を受託した者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

#### 3. オフサイトセンター等との連携

##### (1) 会社全体としての対応

社長は、第2次緊急事態勢を発令したときは、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。「合同対策協議会」が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）と連携し、会社全体として緊急事態応急対策に取り組むものとする。

## (2) 報告及び情報の伝達

原子力防災管理者は、第2次緊急事態を発令したときは、内閣府、青森県及び六ヶ所村が設置する原子力災害対策本部並びにオフサイトセンターに設置される原子力災害現地対策本部及び合同対策協議会との連絡を密にするため、別図6又は別図7に示す経路により報告及び情報伝達を行う。

## (3) 原子力防災要員の派遣等

原子力防災管理者は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに青森県知事及び六ヶ所村長その他の執行機関の実施する次の緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表17に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、原子力防災要員の派遣等に関して濃縮事業部及び埋設事業部からの応援が必要なときは、濃縮事業部長及び埋設事業部長に要請する。

派遣された原子力防災要員等は、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、派遣先の防災機関）の指示に基づき業務を行う。

### a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

(a) 事業者とオフサイトセンターとの情報交換

(b) 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員等への対応

(c) 緊急事態応急対策についての相互協力及び調整

### b. 緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に関する事項

(a) 緊急時モニタリング

(b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定

(c) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

#### (4) 合同対策協議会への参加

社長は、役員の中から指名した者を合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、全社対策本部及び事業部対策本部と連絡を密にし、合同対策協議会の決定事項を指示・伝達するとともに、合同対策協議会において必要な意見を述べる。

全社対策本部及び事業部対策本部は、合同対策協議会において出された要請事項等について、必要な対応を行う。

#### (5) 報道機関への情報提供

原子力防災管理者は、合同対策協議会が設置された後においては、広報班長を通じて原則としてオフサイトセンターにおいてプレス対応を行う。

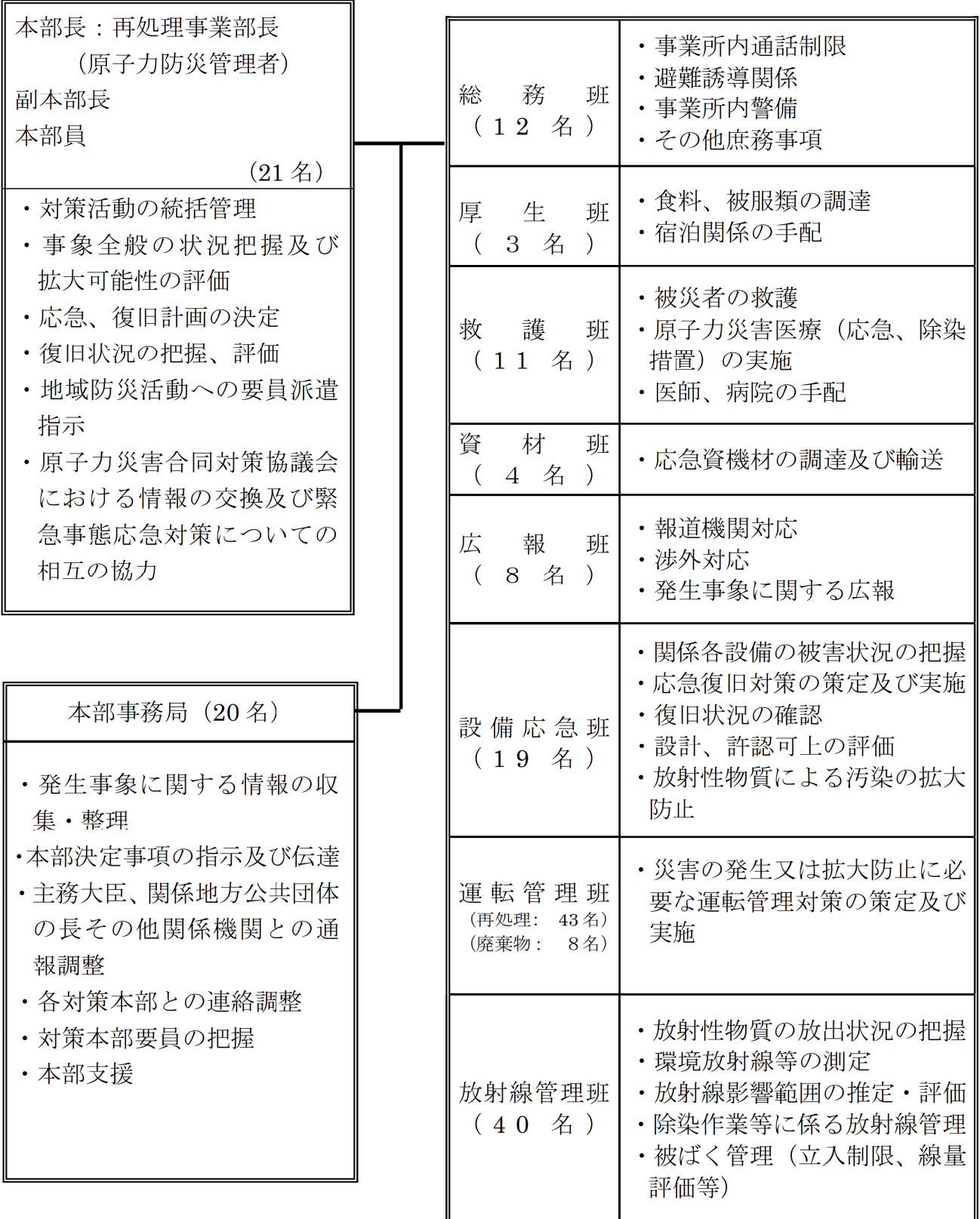
#### 4. 当社以外の原子力事業者等への応援要請

原子力防災管理者は、当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの応援が必要なときは、全社対策本部長に要請する。全社対策本部長は原子力事業者間の協力協定等に基づき当社以外の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織に応援を要請する。

### 第4節 第2次緊急時態勢の解除

第2次緊急時態勢の解除は次のとおり行う。

- (1) 原子力防災管理者は、事象が終息し、原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われる等、第2次緊急時態勢をとる必要がなくなったと判断したときは、合同対策協議会（合同対策協議会が設置されていないときは、青森県及び六ヶ所村）と協議し第2次緊急時態勢を解除する。原子力防災管理者は、事業所の第2次緊急時態勢を解除したときは、別図6又は別図7に従い関係機関及び全社対策本部長に連絡する。



注) 防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、組織の業務の一部を委託する場合には別表21に示す。

別図1 事業部対策本部の組織と職務

事業部対策本部	連絡先	備考
		内閣府（内閣総理大臣）
	原子力規制庁 緊急事案対策室 （原子力規制委員会）	
	内閣官房（内閣情報集約センター）	
	内閣官房（内閣官房副長官補 （事態対処・危機管理担当）付）	
	内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付	
	東北経済産業局 総務企画部 総務課	
	原子力保安検査官	
	青森県 災害対策本部	
	六ヶ所村 災害対策本部	
	オフサイトセンター （原子力防災専門官）	
	上席放射線防災専門官	
	国 現地警戒本部又は現地対策本部	合同対策協議会が設置され、これに参加している場合は、合同対策協議会を通じて連絡する。
	青森県 現地災害対策本部	
	六ヶ所村 現地連絡本部	
	八戸海上保安部	
	むつ労働基準監督署	
	北部上北広域事務組合消防本部	
	六ヶ所消防署	
	青森県警察本部	
	野辺地警察署	
	経済産業省 青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室	
	核物質管理センター	
	資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課	
	三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡
	東北町 企画課	
	野辺地町 防災安全課	
	横浜町 企画財政課	
	東通村 原子力対策課	

注)

☐: 原災法第 25 条第 2 項に基づく報告先

別図 6 対策本部設置後の連絡経路（事業所内での事象発生時）

事業部 対策本部	連絡先	備考
	内閣府（内閣総理大臣）	
原子力規制庁 緊急事案対策室 （原子力規制委員会）		
国土交通省 大臣官房参事官（運輸安全防災）付 自動車局 環境政策課※ <sup>1</sup> 海事局 検査測度課※ <sup>2</sup> 航空局 安全部運航安全課※ <sup>3</sup>		
内閣官房（内閣情報集約センター）		
内閣官房（内閣官房副長官補 （事態対処・危機管理担当）付）		
内閣府 政策統括官（原子力防災担当）付		
東北経済産業局 総務企画部 総務課		
原子力防災専門官		
原子力保安検査官		
上席放射線防災専門官		
国の現地対策本部又はオフサイトセンター		
事象発生場所を管轄する都道府県知事又は都道府県の 災害対策本部		
事象発生場所を管轄する市町村長又は市町村の災害対 策本部		
事象発生場所を管轄する海上保安部		
事象発生場所を管轄する労働基準監督署		
事象発生場所を管轄する消防署		
事象発生場所を管轄する警察署		
青森県原子力安全対策課		
経済産業省		
青森原子力産業立地調整官事務所 六ヶ所連絡室		
青森県原子力センター 安全監視課		
六ヶ所村 原子力対策課		
第二管区海上保安本部警備課		
八戸海上保安部		
青森県警察本部		
北部上北広域事務組合消防本部		
核物質管理センター		
資源エネルギー庁 原子力立地・核燃料サイクル産業課		
三沢市 政策調整課	安全協定に基づく連絡	
東北町 企画課		
野辺地町 防災安全課		
横浜町 企画財政課		
東通村 原子力対策課		

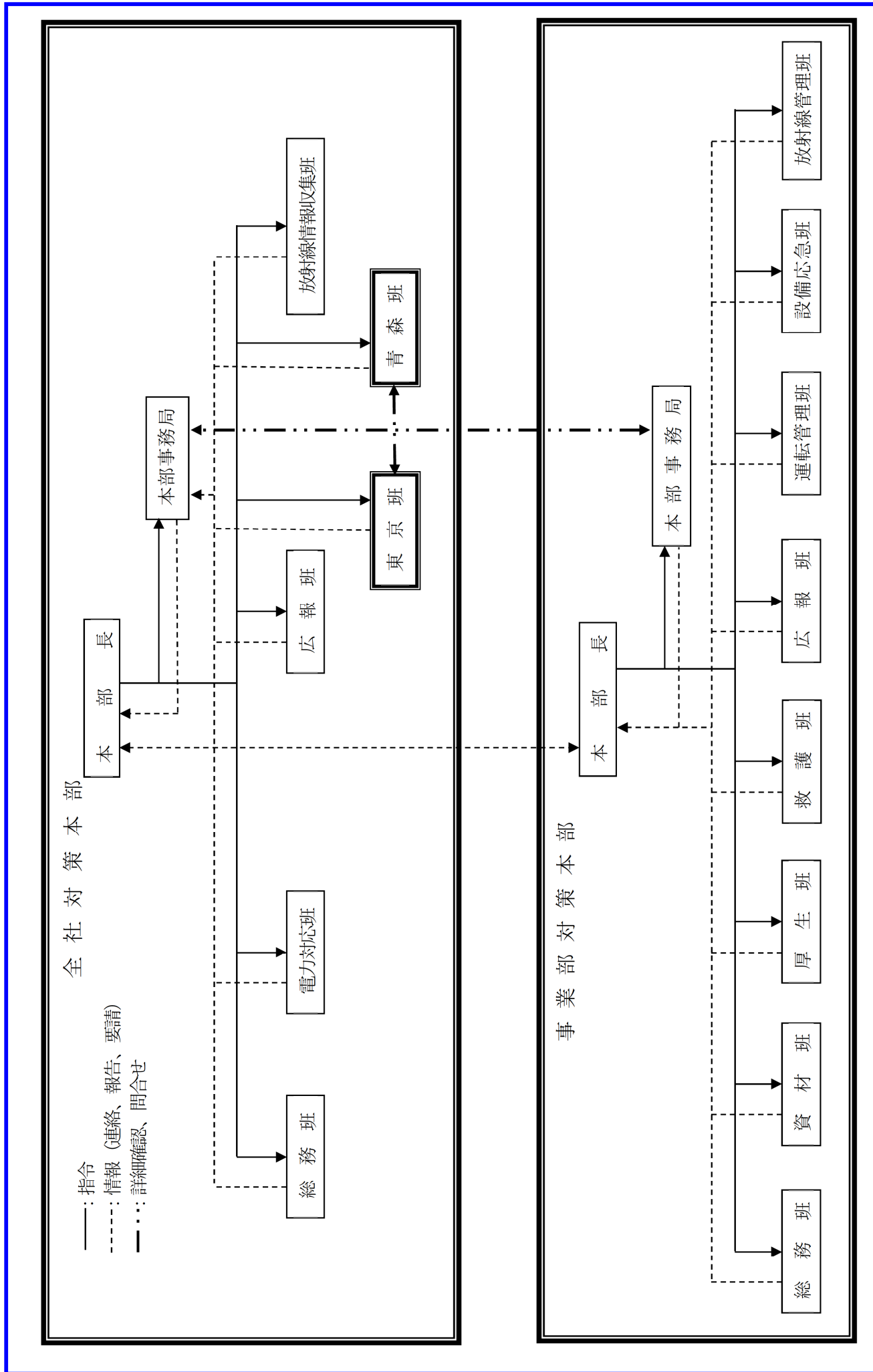
注)     ：原災法第 25 条第 2 項に基づく報告先

※ 1：事象発生が陸上輸送中の場合

※ 2：事象発生が海上輸送中の場合

※ 3：事象発生が航空輸送中の場合

別図 7 対策本部設置後の連絡経路（事業所外運搬での事象発生時）



別図9 対策本部設置後の社内の情報伝達経路  
 補-1-5-21